

## 北海道札幌市議会意見書提出の経験

2024年12月6日

山崎栄子（生活クラブ生協北海道 理事）

- ① 生活クラブ運動グループ（生活クラブ北海道、ワーカーズ・コレクティブ連絡協議会、市民ネットワーク北海道）による運動の展開について
- ② 2019年市民が作った「すべてのゲノム編集食品の規制と表示を求める意見書（案）」から札幌市議会意見書提出について
- ③ 2023年「ゲノム編集技術応用食品の食品安全性審査の実施や表示を含めた消費者への情報提供の在り方について改めて検討を求める意見書」札幌市議会意見書提出について

ゲノム編集技術応用食品の必要な情報提供等の在り方について  
検討を求める意見書

昨今、新たな育種技術として、ゲノム編集技術を用いて品種改良された農産物等が開発され、ゲノム編集技術応用食品として流通し得る段階を迎えている。

しかし、ゲノムの特定の部位を意図的に改変するゲノム編集技術は、標的部位以外の塩基配列が変異する「オフターゲット」が発生するとされており、ゲノム編集技術応用食品の安全性の確保に懸念が生じている。

このような状況下において、本年3月に開催された厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会は、ゲノム編集技術応用食品の塩基配列の状況に着目して、従来の育種技術でも起こりうるリスクに留まるものについては、安全性審査を行なわないこととし、安全性審査が義務付けられている組換えDNA技術応用食品とは異なる扱いをすることが妥当であるとの報告を行った。

これを踏まえ、本年9月、国は、ゲノム編集技術応用食品のうち組換えDNA技術に該当しないものは、安全性審査を不要とし、食品表示基準についても表示の対象外とした。

その一方で、消費者からは、ゲノム編集技術応用食品に対する懸念や不安から、一律に安全性審査を行うことに加えて、ゲノム編集技術応用食品に係る必要かつ正確な食品表示を求める意見が挙がっている。

よって、政府においては、消費者の安心・安全を守るために、ゲノム編集技術応用食品について、食品安全性審査の実施や、その食品表示を含めた消費者への情報提供の在り方について検討するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年（2019年）10月28日

札幌市議会

(提出先) 厚生労働大臣、環境大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

(提出者) 民主市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに市民ネットワーク  
北海道石川さわ子議員

## 意見書案第5号

### ゲノム編集技術応用食品の食品安全性審査の実施や表示を含めた 消費者への情報提供の在り方について改めて検討を求める意見書

ゲノム編集技術は、人工の酵素を使って狙ったDNA配列に突然変異を起こすことで、計画的にその性質を変える技術である。

健康維持を目指した食品の開発や、効率的な農作物の栽培、品種改良など、消費者にとってメリットがもたらされる可能性がある一方で、オフターゲット変異と呼ばれる予期せぬ変異などによる健康面への影響などについては予測できない部分もあり、今後の知見の集積や検証が必要である。

日本では、ゲノム編集技術応用食品について、遺伝子組み換え食品に該当しないものは、自然界又は従来の品種改良で起こる変化の範囲内であるとの理由で食品安全委員会における安全性審査を不要とし、食品表示基準についても同様に表示の対象外としている。

一方、消費者からは健康面への懸念のほか、選択のための表示を求める声も根強くあり、また、EUでは欧州司法裁判所において、ゲノム編集技術応用食品は遺伝子組み換え食品と同様の規制を行う必要があるとする判決が出されているなど、その判断は様々である。

食品選択の上で、安心・安全であることは大変重要だが、ゲノム編集技術応用食品については、表示がないため不安や抵抗があったとしても避けることができないのが現状である。本市議会は、令和元年第3回定例会において、「ゲノム編集技術応用食品の必要な情報提供等の在り方について検討を求める意見書」を全会一致で可決しており、消費者の安心・安全を守り、知る権利や選択する機会を確保するための検討を進めることが必要だと考える。

よって、政府においては、食品安全性審査の実施や、表示を含めた消費者への情報提供の在り方について、改めて検討するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年（2023年）3月10日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣、環境大臣、

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

（提出者）民主市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに山口 かずさ

山口かずさ議員及び市民ネットワーク北海道石川さわ子議員